

岩手県契約審議会会議録

開催日時

令和7年2月6日（木） 13：30～

開催場所

エスポワールいわて1階 小会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議 事
 - (1) 報 告
令和5年度特定県契約に係る賃金支払状況等の報告について
 - (2) 議 題
 - ア 特定県契約に係る賃金支払状況等の報告様式の変更について
 - イ 県が締結する契約に関する条例の基本理念（契約の透明性、地域経済の振興、社会的価値の向上）の実現に向けた必要な取組について
- 5 意見交換
労働情勢全般について
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

会議に出席した委員

【委 員】

佐藤 あすか	弁護士
鈴木 圭	日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長
宮本 ともみ	岩手大学人文社会科学部教授
山内 圭介	公益社団法人日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長

欠席した委員

【委 員】

藤田 芳男	一般社団法人岩手県経営者協会専務理事
本田 純	社会保険労務士
役重 眞喜子	岩手県立大学総合政策学部准教授

事務局出席者

橋場 友司	商工労働観光部副部長兼商工企画室長
三河 孝司	定住推進・雇用労働室長
菅原 俊樹	定住推進・雇用労働室労働課長
長坂 聡美	定住推進・雇用労働室労働担当主任主査
高橋 智哉	定住推進・雇用労働室労働担当主事
菊池 映美	定住推進・雇用労働室労働担当主事

令和 6 年度 岩手県契約審議会

日時 令和 7 年 2 月 6 日（木）午後 1 時 3 0 分
場所 エスポワールいわて 1 階 小会議室

1 開 会

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 皆さん、こんにちは。定住推進・雇用労働室の菅原と申します。今日は、暫時進行を務めさせていただきます。

定刻になりましたら始めさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまから令和6年度岩手県契約審議会を開催いたします。

本日は、委員7名中4名の御出席をいただいております、過半数を超えておりますので、県が締結する契約に関する条例第13条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

2 挨拶

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 開会に当たりまして、橋場商工労働観光部副部長兼商工企画室長から御挨拶申し上げます。

○橋場商工労働観光部副部長兼商工企画室長 開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

まずは、委員の皆様におかれましては、本当にお忙しい中、それから寒い中、御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

さて、県が締結する契約に関する条例に関してですが、岩手県が発注する契約を通じて労働者の適正な労働条件の確保、事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興、社会的な価値の向上に資する取組の促進により、県民福祉の増進に資することを目的として、平成28年4月1日の完全施行から8年目となっております。

この間、県では、後ほど御覧いただく資料にも記載のある条例の基本理念、例えば契約の透明性ですとか、従事者の適正な労働条件の確保といったような基本理念の実現を図るための取組の充実を図っておりますとともに、条例の附則の規定、施行後3年をめぐり条例の施行状況等について検討を加えるという規定に基づきまして、平成30年度から本審議会においても検討を重ねていただいて、令和2年11月に当面現状維持とすることが適当と御報告を頂戴しまして現在に至っております。条例については、今後社会経済情勢の変化を勘案しながら、必要に応じて見直しをしていくこととしております。

本日は、令和5年度特定県契約における賃金支払状況等の報告状況、それから特定県契約に係る賃金支払状況等の報告様式の変更、それと本県における条例の基本理念の実現を図るための取組について御審議をいただく予定としております。また、労働情勢全般について、皆様から広く御意見をいただく予定としております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの御活躍の分野、また県民としての視点などから忌憚のない御意見や御提言を賜りますようお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 次に、今日は、委員の異動がございましたので、新任委員の方も含めまして、御出席の委員を御紹介したいと存じます。名簿順に御紹介いたします。

まず最初に、弁護士の佐藤あすか委員でございます。

○佐藤あすか委員 佐藤あすかです。よろしくお願いいたします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 続きまして、日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長の鈴木圭委員でございます。

○鈴木圭委員 よろしくお願ひします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 続きまして、岩手大学人文社会科学部教授の宮本ともみ委員でございます。

○宮本ともみ会長 宮本です。よろしくお願いいたします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 なお、宮本委員は、本審議会の会長でございます。

続きまして、公益社団法人日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長の山内圭介委員でございます。

○山内圭介委員 本年度、岩手ブロック協議会の会長を務めております山内圭介と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 なお、本日は、一般社団法人岩手県経営者協会専務理事の藤田委員、社会保険労務士の本田委員、岩手県立大学准教授の役重委員は、御欠席でございます。

次に、本日の審議会の進め方についてでございますけれども、最初に特定県契約に係る賃金支払状況等の報告、次に特定県契約に係る賃金支払状況等の報告様式の変更について、次に県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組について事務局から説明の後、御意見等を頂戴いただければと思います。

また、意見交換としまして、先ほども申し上げましたが、労働情勢全般について委員それぞれのお立場から御意見を頂戴できればと存じます。

それでは、本審議会は、条例第12条第2項の規定により、会長が議長となって運営することとなっておりますので、これ以降の会議の運営につきましては、宮本会長にお願いしたいと存じます。

宮本会長、よろしくお願いいたします。

4 議 事

(1) 報 告

令和5年度特定県契約に係る賃金支払状況等の報告について

(2) 議 題

ア 特定県契約に係る賃金支払状況等の報告様式の変更について

イ 県が締結する契約に関する条例の基本理念（契約の透明性、地域経済の振興、社会的価値の向上）の実現に向けた必要な取組について

○宮本ともみ会長 本日は、寒波がやってまいりまして雪になりました。お足元が悪い中、皆様、御苦労さまです。

それでは、次第によりまして議事を進めてまいります。

まず、報告、令和5年度特定県契約に係る賃金支払状況等の報告についてを事務局から説明をお願いいたします。

○菊池定住推進・雇用労働室労働担当主事 定住推進・雇用労働室の菊池と申します。私のほうから、お手元に配付しております資料1に基づきまして説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

資料1のまず1の根拠の部分でございます。県が締結する契約に関する条例第8条及び条例施行規則第5条の規定に基づきまして、条例第7条に掲げる事項といたしまして、最低賃金や社会保険加入等の遵守状況について、特定県契約の中から知事が指定する契約の受注者に対して報告を求めているものでございます。

そもそも特定県契約の説明をさせていただきますと、お手元に配付しております参考資料の5番を御覧ください。こちらは、県が締結する契約に関する条例と、それから施行規則になります。

こちらの5ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらが条例の施行規則になりますが、第2条のところに表がございまして、この表の3つ、まず工事の請負に係る契約に関しましては、予定価格5億円以上、業務委託に関しましては、予定価格3,000万円以上、指定管理協定に関しましては、委託料の上限または委託料が3,000万円以上の契約、この3つが特定県契約に該当いたします。

それでは、資料1のほうに戻りまして、次に2の報告対象の選定についてでございます。今説明いたしました特定県契約の中から契約が履行される地域や工種・業務内容、契約金額等を配慮して報告を求める対象を選定しております。工事請負契約については、特定県契約全体の11件中6件、業務委託契約については14件中7件、指定管理協定については23件中8件を選定し、報告を求めたところでございます。

次に、3の特定受注者からの報告状況についてですが、令和5年度の報告対象として抽出いたしました21件につきまして、全ての受注者より報告をいただいております。

次に、裏面のほうに移りまして、(2)の賃金支払状況等の報告についてですが、この表は特定県契約の報告がありました種類ごと、各契約の最低額、最高額をお示ししております。いずれも最低賃金を上回る額での支払いになっていることを確認しております。

最後に、(3)の社会保険等の加入状況についてですが、こちらの健康保険、厚生年金、雇用保険に関して、いずれの特定県契約におきましても未加入はなく、違反はないということを確認しております。

説明は以上になります。

○宮本ともみ会長　ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告に対しまして、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

これは、説明にもありましたが、条例に基づいて定期的に報告対象の企業さんの中から抽出して報告いただくということで、発足当時から私はこの審議会のお世話になっているのですけれども、問題なく推移してきたという感触があります。

賃金支払状況等についても、鈴木委員、何かいいですか。

○鈴木圭委員　最低額がちゃんと上回っているんで、いいと思います。いつも最賃ぎりぎりでしたっけか。値上げしているものかなと思って。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長　ちなみに、ちょっと読み上げさせていただきますと、工事請負契約は、最低額のところを上から読み上げさせていただきますと、工事請負契約の元請は2,528円、あと下請のほうは995円、あと業務委託のほうは委託者が860円、再委託者が1,070円、あと指定管理協定のほうは指定管理者が858円、あと再委託者が854円という状況になっています。今

回は何か、そういう状況でございました。

○宮本ともみ会長 私も前回のときに、少し最賃よりも高くついているところが多いなという感触があったのを思い出しました。事務局、何かございますか。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 すみません。改めて私もちょっと前の前の最賃をちょっと思い出して 854 円でしたので、去年の表は 854 円のところが指定管理協定のところだけだったのですが、今回は 893 円のところがちょっと増えているというような印象でございます。

そうですね。やっぱり 893 円になったときは 39 円で答申どおりの、目安額どおりではあったのですが、引上げ率としては 4.57% だったのですが、そこから辺どういう御判断があったのかなというような感触ではおります。

○宮本ともみ会長 鈴木委員さんから何かコメントありますか。

○鈴木圭委員 過去 2 年が過去最高の上がり幅だった関係で、だんだん余裕がなくなってきたというふうに見ればいいのかというふうに捉えています。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。報告ですので、疑義があるということではなく、今までの経緯からするとということで、実際この契約審議会も、もともとは下請の業者さんたちにもう少し最賃よりも上乗せできないかということで始まりました。でも、最賃より上乗せを契約審議会として取り入れることはなかなか難しいということでした。

そういうなかで、これまでは最低賃金よりも少し高いところで御報告いただいたりする部分がありましたが、今鈴木委員からありましたように、なるほど、かなり最低賃金のアップがこのところあって、今回も大きかったというのもしあるかもしれません。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤あすか委員 まず、最低賃金も社会保険の加入状況についても特に違反がないということだったのですけれども、この報告対象の選定の部分でちょっとお聞きしたかったのですが、手順に従って、①、契約が履行される地域、②、工種・業務内容、③、契約金額等について配慮の上選定を行ったとあるのですが、もう少し具体的に、どのような形で報告対象を選定されるのかなと、今これを聞きながら思ったのですが。

○宮本ともみ会長 事務局のほうお願いいたします。

○菊池定住推進・雇用労働室労働担当主事 選定方法のもう少し詳しいやり方ということではよろしいですか。

○佐藤あすか委員 どの業種がどうなのかとか、金額と書いてあったのですけれども、金額の多いところから選定するのか、低いところから選定するのか、それとも均一になるような形で選定して、この選定のマニュアルをもうちょっと詳しく、どのように選定されているのかなというところで、素朴な疑問でした。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 対象となる特定県契約の指定のやり方、どうやって選ぶかという御質問だったかと思うのですけれども、報告対象となる特定県契約は、非公表のマニュアルを一応つくってしまして、その手順でつくっています。具体的には、まず最初に契約履行地域による契約件数の割り振りということで、いわゆる岩手県、県央、県南、沿岸、県北とあるのですが、その 4 つの地域区分による契約件数の比率に応じて、まず報告対象となる契約件数を地域ごとに割り振るということをやります。

それで、割り振った後、工種・業務内容による契約件数の割り振りということをやります。例えば工事請負契約なんかにつきましては、地域ごとに割り振

った契約件数から、さらに工事種別ごとに割り振りします。割り振りの順番を一応決めていまして、建築工事、土木工事みたいな、そういうので決めて、それで割り振っていくと。そして、最後は契約金額ということで、その報告対象の選定をします。例えば工事契約は、今年度中、調査報告対象とした6件を割り振るために、その対象となる工事が11件以上あったので、6件選んだみたいな、そういう形で契約金額による報告対象の選定をするという3段階のステップを踏んで選んでいるという状況でございます。

○佐藤あすか委員 よく分かりました。恣意的なものがあまり入らない、かなりかちとしたマニュアルが決められているというところですね、そこが分かったので、ありがとうございます。

○宮本ともみ会長 佐藤委員、ありがとうございます。

私もまた余計なことを言いますけれども、契約審議会で最初にこういう報告をまとめようというひな形をつくり、そのマニュアルはその後県のほうでつくっていただきました。この報告をいただくということに関しては、先方の企業さんたちの負担になることなので大変だよねという議論もあって、全企業さんでなく抽出することになりました。抽出するときに1つの企業さんに偏ることなく、満遍なくやっていくにはどうしたらよいのかということはかなり議論した覚えがあります。それを経て、県のほうでもそういった偏りのないように配分をマニュアルでやっているというところだと思います。

以前は、この審議会の資料の中に請け負った契約を締結した企業さんの全般が出てきて、その中からこの企業さんに今回報告してもらいましたというようなのもあったように記憶しています。件数がそんなに多くないので、そういう形の資料を工夫してもいいかもしれないですね。よろしく願います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宮本ともみ会長 では、次に参りたいと思います。

議題ア、特定県契約に係る賃金支払状況等の報告様式の変更について、事務局のほうから説明をお願いします。

○菊池定住推進・雇用労働室労働担当主事 続けて、私のほうから説明をさせていただきます。

資料は、お手元の2―1、2―2に基づいて説明をさせていただきます。あわせまして、参考資料の1と2を御覧いただければと思います。

こちらの様式ですけれども、条例の第8条に基づきまして、特定県契約の受注者に対し、条例の第7条に掲げる事項、先ほども申し上げました最低賃金ですとか、社会保険の加入の遵守状況の報告を求める際に使用する様式となります。この報告を基に、先ほど説明をいたしました賃金支払状況等の報告を本審議会で行っているものです。

昨年度、令和5年度の審議会のほうで様式の簡略化について御意見をいただきまして、そちらを踏まえまして、今回様式の変更案を作成いたしました。ちょっと事務的な部分にはなりますけれども、内容を御確認いただきまして、御意見を賜りたいと存じます。

今回の変更点の大きな部分につきましては、資料2―1の様式第1号の2、2ページの部分です。あとは参考としまして、参考資料の1、こちらが現在使用している様式となります。こちらの様式は、元請者に対する報告様式となっております。現在使用している様式は、該当の工事や業務等に従事する

従業員一人一人の賃金額や社会保険の加入状況を報告いただく形式となっております。これについて、作成に当たりまして元請者側の負担がかかるというところから、新様式におきましては元請者の事業所全体の状況を報告いただく様式に変更したいと考えております。

1の1時間当たりの賃金額につきましては、業務等に従事した従業員の賃金額のうち最高額及び最低額を記載いただくものとなっております。

また、2の社会保険加入状況は、従業員全体の健康保険や厚生年金、雇用保険の加入状況を記載いただくものとなっております。2については、回答の際に従業員の中で保険に加入していない者がいた場合に、未加入理由に加入していない従業員の未加入理由を記載いただくものとする予定でございます。もし未加入の従業員が複数人いた場合には、備考欄のほうに追加で記載をいただく予定としております。

なお、本様式の作成に当たりましては、資料の2-2に作成支援シートをつけております。こちらを活用いただきながら作成をいただく流れを想定しております。

なお、こちらの資料2-2の支援シートにつきましては、提出を義務づけるものではないことを下のほうの留意事項に記載をしております。

そのほか軽微な変更がございますけれども、そちらを含めまして以上が今回の様式の変更点となっております。

説明は以上です。

○宮本ともみ会長　ありがとうございます。先ほどの報告の中でもありましたように、報告に関して下請業者さん等に負担をかけてはいけないという話がありましたけれども、こちらのほうは書式に関して、前回でしたか、鈴木委員のほうから、全国の状況を連合さん等を通して御存じのようで、それでもう少し簡易にやっているところがあるというような御意見をいただいて、見直していただいたところなんです。

何か皆様から御意見、御質問あればお願いいたします。

逆に私のほうから鈴木委員にお尋ねしてよろしいですか。助言をいただいたのだと思いますが、そのほかのやり方でもう少し簡易にできないかというのは、大体このようなやり方ということなのですか。

○鈴木圭委員　そうですね。最低限、金額は確認しなければならないので、それが入っていれば大丈夫なのかなと。もっと簡素化するのであれば、賃金条項をつけなければならなくなってくるのです。賃金条項をつけると、はい・いいえだけで回答できて、事業主が、例えば最賃を下回っているとか、あとは賃金条項の金額を下回る場合、労働者が訴えられるという、そういったルールになっていくので、賃金条項がつけばそういう感じになるので、もっと簡素化はできるのだけれども、今の理念条項の中ではこの辺が限界なのか。条例の趣旨のチェックがしっかりできる中身の範囲で簡素化したということだと思いますので、大丈夫なのかなと。今確認の仕方も悩ましいのですけれども、そういった受け止めをしております。

○宮本ともみ会長　ありがとうございます。賃金条項をつけるということについては、契約審議会のなかで厳しい議論があり、結局のところ、なかなか難しいということになりました。鈴木委員がおっしゃったとおり、条例の趣旨に沿って報告をいただいて、契約審議会としてはチェックをしていくということなのですから、ここまでが今の時点では最も負担が出ないような簡略を工夫した

書式なのかなということでした。いかがでしょうか。よろしいですか。

○佐藤あすか委員 私は、ちょっと他県の状況は分からないのですが、参考 1 の資料よりは案のほうがとても分かりやすくなって、簡単に書けそうで、いい変更なのではないかなと思って見ていました。

○宮本ともみ会長 それでは、よろしいでしょうか。
（「なし」の声あり）

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

では、次に参ります。

議題イ、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現に向けた必要な取組について、事務局から説明をお願いいたします。

○菊池定住推進・雇用労働室労働担当主事 続きまして、資料は 3—1、3—2、3—3 を使用いたします。参考資料 3 番、4 番を併せて御覧いただければと思います。

初めに、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組の基本的な部分を説明したいと思います。まずは、本取組の基となる条例の理念について、こちらは大きく 2 点ございます。

資料 3—2、A 3 の横長の資料を御覧いただきまして、左上の部分を御覧いただきたいと思います。条例第 3 条に基づく基本理念の部分でして、1 つ目が県契約における次に掲げる事項の確保となっておりまして、契約の透明性や総合的に優れた契約内容、従事する者の適正な労働条件の確保となっております。

2 つ目が、県契約における事業者の次に掲げる取組への配慮となっておりまして、地域経済の振興、雇用の確保ですとか、中小企業者の受注機会の確保ですとか、あとは社会的な価値の向上に資する取組の 2 つとなっております。これらの基本理念の実現を図るための取組として、県ではこれまでに 112 件の取組を進めてきております。その概要につきましては、こちらの資料に記載しているものですが、I の県契約において確保されるべき事項では、契約の性質又は目的に応じた契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性ということで 32 件、あとは総合的に優れた内容となっていることと、県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件。

II の県契約において配慮されるべき事業者の取組としては、持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組、それから社会的な価値の向上に資する取組、これらそれぞれの取組を記載しております。

さらに、詳細版につきましては、こちらの A 4 ホチキス留めの資料に詳細を記載しております。

今回この取組の状況の確認や内容を精査した上で、改訂版を今年の 3 月に公表予定としております。その公表に当たりまして、今回変更点が 5 点ございますので、そちらについて説明をさせていただきます。

資料 3—1 を御覧ください。今回の修正の概要につきましては、まずは新たな取組について 1 件ございまして、こちらは物品購入における企業の優先的取扱いにつきまして、環境生活部環境企画室のほうで地球環境対策施策の事業に係る物品購入において、いわて脱炭素化経営企業等認定を受けている企業等に対し、優先的取扱いをするというものです。取扱い自体は、既に実施をしている状況でして、今回基本理念の実現を図るための取組として追加をするものになります。

次に、2 番の既に実施をしている取組の修正案については 3 件ありまし

て、まず1つ目が建設関連業務における発注見込みのホームページでの公表について。企業局で昨年度建設関連業務における発注見込みの公表を検討中という状態でしたが、令和6年度、本年度から公表を実際に行っておりますので、実施済みとして今回修正をするものです。

次に、指定管理業務における適正な雇用労働条件を確保するための取組として、こちらは令和7年度から賃金スライド制度という制度が導入されることによる内容の修正となります。

賃金スライド制度につきましては、参考資料4に運用の手引きを添付しております。この制度の概要といたしましては、めくって1ページ目のところにございすけれども、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や業務の適正な履行の確保を目的として、指定管理者の人件費について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標というものがあるのですけれども、そちらを基準に算出した変動率を用いて、さらに年度ごとの見直し額、これは賃金スライド額というものですけれども、を算出して、一定以上の変動が見られた場合に、翌年度の指定管理料において、それに対応した増減を行うというものです。さらに詳細な内容につきましては、資料のほうを御確認いただきまして、説明のほうは割愛をさせていただきます。

資料の3-1に戻りまして、裏面に行ってくださいまして、3つ目、企画競争時の評価方法についてですけれども、現在いわて女性活躍認定企業等の認定や、いわて子育てにやさしい企業等の認証等を受け、ワーク・ライフ・バランス等を推進する事業者の企画競争時の評価を検討しているところですが、今回その内容にダイバーシティ経営という項目を追加しようとするものです。こちら昨年度の契約審議会で御意見をいただきまして、現在の社会情勢に合わせた新たな評価方法の検討についてのご願いということで、今回ダイバーシティ経営の項目を追加しております。検討に当たりましては、条例第3条の基本理念の社会的価値の向上に資する取組項目に新たな枠として追加をするかということも含めまして、これから検討を行っていく予定としております。

また最後、一番下の今後検討を行う取組の検討状況についてですけれども、先ほど御説明しました企画競争時の評価につきまして、女性活躍の部分ですとか、子育てにやさしい企業の認証の部分の企画競争時の評価は、現在も関係室課と検討している状況ということになります。

修正の概要としましては、説明は以上になります。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の皆様から何か御質問、御意見があればお願いいたします。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木圭委員 賃金スライド制度の説明がありましたけれども、制度の概要のところ、最後のほうに「それに対応した増減を行う」と書いているのですが、減るということもあるのですか。一般には増えるだけの様な気がするのですが、ちょっと初めて見たので教えてください。

○菊池定住推進・雇用労働室労働担当主事 こちらは減るかどうかなというところにつきましては、この概要の部分で記載があるのですけれども、社会情勢の変動に応じて行うということで、水準が下がった場合には管理料を減額するというふうなものになっております。

○鈴木圭委員 賃金水準というのは、どこを見て判断するのですか。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 申し訳ございません。その水準のところ、ちゃんとしたところは、正式な回答はちょっと私たちもあれなのですけれども、3ページのほうには変動率の算出方法とか書いてありまして……このような形で多分変動率というのは算出されているのかなというふうに思いますが、ちゃんとしたところは後ほどお調べしてお答えしたいと思います。

○宮本ともみ会長 これは制度ですので、きちんとそこら辺の計算式はあって、それにのっとって計算を出して、鈴木委員からは減ることがあるのですかという質問でしたが、計算式によっては減ることがあるということになりますね。スライド制のほうの問題とは思いますが。

○鈴木圭委員 確かに月給で働いている、例えば50代が多い職場が一気に20代に若返ったとなれば、もしかすると減る要素になるのかなという気はするのですが、それはどうなのですか。後でちょっと教えてください。よろしくお願いします。

○宮本ともみ会長 この審議会の対象課題というよりも、連合さんのほうでもいろいろ対応しなければならないような問題も、もしかしたら含んでいるのかもしれませんが。こちらの契約審議会のほうでは、スライド制が導入されたことによって、そこを書き足して修正を加えたということです。

ほかにはいかがでしょうか。私のほうからですが、ダイバーシティ経営ということを書き足していただきまして、これは、ありがたいことだなというふうに思っております。

ただ、検討を重ねていくのにどういうふうな形ですか、まだ検討段階だということです。私も前回議事録の9ページあたりにちょっと言わせていただいています。男女共同参画推進というのを声高に言っていて、それがダイバーシティ推進に変わってきていて、だけれども、このA3のほうを見てみると、社会的な価値の向上に資する取組が、前のように男女共同参画の推進となっているので、ダイバーシティ推進というのを男女共同参画の中に入れるのは難しい点もあるのかなといったようなことを申し上げました。

男女共同参画は、働き方改革にもすごく影響をしている、女性の活躍あるいは育児支援、次世代育成支援といったようなもので、これはマイノリティ問題というよりも、男女の半々の、役割分担を誰が担うのですかということも含めての問題です。ダイバーシティで企業の内部を活性化しましょうという問題は、障がい者の問題とか、外国人労働の問題とか、どちらかというとマイノリティの問題かと思います。そうすると、半々の男性も女性も共に今までの働き方を変えていきましょうという問題と質的に異なるというふうに思っていて、ダイバーシティに取って代わってしまうと、男女共同参画推進が隠れてしまうという懸念を持っています。先ほど説明がありましたように、何か項目立てするのもも含めて検討課題ということですので、「または」というふうに並列でここに挿入していただいたということはよかったなというふうに思っています。引き続き検討をお願いできればと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

5 意見交換

労働情勢全般について

○宮本ともみ会長 それでは次に、意見交換に入りたいと思います。

ここは、皆様の自由な御意見をいただくという趣旨です。初めに、御参加の皆様から労働情勢全般について、自分の思っているところで結構ですので、御意見を頂戴いたしたいと思います。

内容については、先ほど御説明した県の取組に関することや各業界等の労働環境に関する現状や、それに対する必要な支援などについて、あるいは思っているところでも結構ですので、御意見いただければと思います。

座席表の配置によりまして、初めに佐藤委員さんのほうから順番に御意見をお伺いしていきたいと思いますが、以後鈴木委員、山内委員の順番で御意見をいただいていきますので、よろしくお願いいたします。

では、最初で恐縮です。佐藤委員、お願いします。

○佐藤あすか委員 意見というほどのことではないのですが、日常の業務で労働者の方や会社の方と関わっている中で、感じている現状などを少しお話ししようかなと思います。

主に法人に、私たち弁護士は、会社が債務超過に陥ったときなどに債務整理、破産の手続などを行ったり、自分たちが会社の代理人として申し立てることのほかに、裁判所から破産の管財人として選任されて、管財人としての業務を行ったりすることもしばしばあります。

その中で感じているのが、多分昨今どこの地域でも言われているかもしれないのですけれども、人手不足で倒れてしまう会社が多い印象を受けています。人さえいれば、まだ少し回せる、まだ少し頑張れたのだけれども、特に花巻とか、北上とか、そういう地方のほうになると、求人を出しても全然人が集まらないという声をいろんな会社の方からよく聞きますし、実際に従業員が相次いで退職されてしまったことで会社が回らなくなって、返済できなくなって、破産に至ったというような事件も受けたりもしています。それも一つではなく複数なので、どうやれば人が来るのだろうかと思いながら日々仕事をしているのですが、それこそ労働の研究の方だとか、行政の方がいろいろ考えていただいて、現状分析をしていただいて何とかしていかないと、物価もだんだん高騰していて、それに伴って仕入れ値が増加して売上げが減って、ただでさえ大変な中で働いてくれる人もいないというようなところを本当に近年、すごくよく話を聞くので、どうしたらいいのでしょうか。特に私の意見、何かそれに対してこうすべきだみたいのところまでは、まだ考えが全然及ばないのですけれども、そういう部分を何とかしていかないと、それこそさっき県の条例の理念にあったような地域経済の振興ですか、中小企業さんが結構倒れつつあるというのは感じているので、何とかいい方向に行かないものかなと日々思っています。

労働者の方からは労働相談などは定期的というか、あるのですけれども、今のここ2、3年で何か相談の内容が変わってきたというのは、私が労働の相談をそこまで多く受けていないからなのかもしれないのですけれども、大きな体制みたいなのは、まだ感じてはいなかったのです。鈴木先生のほうに、いろんな情勢をお聞きできたらと思います。

○宮本ともみ会長 佐藤委員、ありがとうございます。人手不足による倒産が増えているというような感じていらっしゃるということですのでけれども、資金繰りということよりも、人さえいればという。

○佐藤あすか委員 そうですね。人がいなくなると、結局受注できる仕事が減って

しまうので、それで人さえいれば受注してお金が入って、何とか回せるという
ようなところもできなくなっているようです。

○宮本ともみ会長 事務局のほうでも一番対応しなければならない課題なのだと
思いますけれども、人手不足ということに関しては、何かコメントありますで
しょうか。

○橋場商工労働観光部副部長兼商工企画室長 私たち県の商工でも、1つ目は人材
の確保、あとは賃上げ、それから交流人口の増というのを重点に今取り組んで
いるところなのですが、人手不足に関しては本当にいろいろな方からお話を受
けているところで、実際黒字倒産のように、委員がおっしゃる人さえいればと
いうようなお話もたくさん聞いております。

そういう中で、もちろん県としても中小の企業を維持していくために、例え
ば事業承継ということで商工会ですとか、商工会議所などとも連携しながら、
直接跡取り的な方が御家族の中で見つからないということであれば、第三
者承継、ほかの方を御紹介するとか、そういう取組も進めてはいるところです。

あとは、人手の関係では、これもよく言われることですが、地方から
の若い人材の流出というようなこともありますから、極力県内で修学している
人たちをなるべく県内に残すように、あるいは岩手から一旦都会などに出た人
たちを岩手に帰ってきてもらうようにするというような施策、もちろんIター
ン、岩手に直接ゆかりはないけれども、来てもらう人を多くするというような
ことなどを進めていますし、さっき申し上げた3つ目の交流人口ということでは、
これは直接企業の働き手ということには、すぐには結びつかないのかもしれ
ませんが、海外からも含め、岩手により多くの人たちに来てもらえる
ような取組も併せて進めているところです。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。昨日の新聞に、達増知事が、岩手県は
非常に若い人の人口流出が激しくて、その中でも若い女性が流出していつてし
まっているというような記事もありました。本当にいろいろに努力して対応さ
れているのだと思います。

では、鈴木委員、お願いします。

○鈴木圭委員 最低賃金なのですが、結構政府が前のめりになっているので、たぶ
ん今年もその金額が上がるというふうに予想しております。いずれ1,500円
という数字も示されているところでありまして、多分今年、昨年並みの改定を
すると、全国1,000円以上になるというところも見えてきているので、中央の
審議会が多分それなりの金額を出してくると思います。その背景にあるのは物
価高でありまして、私たちの春闘の要求の根拠にも今なっておりますけれども、
毎月消費者物価が公表されていますが、あれをさらに細かく見ると、生活に必
要な食料品とか、自動車、ガソリンとか、どうしても生きていく上で必ず支出
をしなければならない、そういうところの物価上昇率を見ると、去年の11月
ぐらいでしたか、4.41%ぐらい、前年度より上がっているということなので、ま
だ物価上昇の流れというか、生活者の負担は物価上昇によって影響を受けてい
るというふうに感じております。

物価が上がれば賃金も上げていかないとバランスが取れなくなって、そんな
感じなのですが、賃金が春闘で実際上がり始めたのは、おとしです
か。おとしから大幅に上がってきましたけれども、公務員さんは去年からな
のですよね。1年遅れて、人数が多い公務員さんの給料が増えて、いろいろ支
出してもらわないと、世の中が動いていかないので、去年の春闘のほうが上が

りましたので、今年の人勧はまたさらに上がるのだらうというふうに思っています。

なので、今ちょうど過渡期にありまして、多分三、四年ぐらい、そのぐらいの期間がないと、お金が回らないのではないかなというふうに思っています。消費が拡大すれば、大企業はもう収益が増えてきているのだと思うのですが、大企業の設備投資から始まって、中小企業の設備投資が始まってくればお金も回るようになってくると思うので、早く安定してほしいなという思いでおります。

私たちとしては、賃金が上がることによって豊かになるので、そこを求めているものの、人手不足の話とか、あとは支払い能力の関係とかで働く場所がなくなるというのも非常に困るので、中小企業の支援についても労働組合としても一定程度対応しているというような状況ですので、県も様々その辺は対応していただいておりますけれども、情勢をしっかりと分析していただきながら、今後もそういった政策の展開をお願いしたいなというふうに思っております。

人手不足については、何とも言えないという感じです。こうすればいい、あすればいいということはないのですが、5年ぐらい前から盛岡の実業高校の求人がバブル期を超えたというふうに言われておりまして、見せてもらったら、ほとんど大手で、やっぱり賃金の比較になっているというところが多いので、なかなか地方は苦しいだらうなというふうに思っております。各都道府県が人の奪い合いをしているような、そういった同じようなことをどこの都道府県もやっているというような状況なので、国のほうで主導的にその辺の地方対策というか、をしていただかなければならないのではないかなというふうには感じているところでございます。

以上です。思い出したら、またしゃべります。

○宮本ともみ会長　ありがとうございます。中小企業支援、ちょっと出てきていますが、県の方から何か少しコメントありますか。

これから最賃も上がっていくだらうし、賃金も上がっていくだらう、それから公務員さんの支出に期待するということとか、だけれども、なかなか物価上昇もあったりして、経済が回っていく安定までに三、四年かかるのではないかという中の、そこでの中小企業支援ということを鈴木委員さんは言ってくださったのですけれども、県のほうで何か、その辺りでお考えになっているということはあるですか。

○橋場商工労働観光部副部長兼商工企画室長　物価高騰が与える影響というのは、消費者レベルでもそうですし、企業のほうでも仕入れ価格の高騰という状況が起きていて、それを価格に適正に転嫁していくのが本当は理想なのですが、値上げによってさらに売上げが落ちるようなことを懸念して、転嫁がし切れていないというような状況が起きていたりというようなことで、本当に賃金の上昇と消費の拡大という好循環が回っていけばいいわけですが、鈴木委員おっしゃったように、それはある程度時間がかかってしまうというような状況の中で、御発言の中にありましたけれども、賃金は労働者としては上がってほしいけれども、それで働き先がなくなってもというようなこともありますので、私たち県の商工部門として、県の事業所の98%を占める中小企業を振興していくといいますか、そういう役割を持っていますから、そういう面では1つには中小企業を支える商工指導団体というのがありますけれども、商工会

とか、商工会議所とか、そういうところの企業を伴走支援と呼んでいますけれども、支えていく体制を整えていくということですとか、あるいは昨年末の臨時議会のほうで予算として措置したのですけれども、物価高騰に対応した賃上げ支援金ということで、2年目になるのですけれども、こちらのほうは前回実施よりも、さらに1社当たりの支援する人数を20人から上限50人に上げたりというようなことで企業を支える取組を1つやっていますし、あとは消費の拡大という意味では、先ほども少し御紹介しましたがけれども、交流人口ということで、外から来てくれる観光客ですとか、今ちょうど盛岡市が世界的に有名になったとか、あと沿岸の潮風トレイルが有名になったというようなところでの外から来てくれる人たちの消費を増やしていくとか、そういうような取組を並行して進めてきているところです。

○宮本ともみ会長　ありがとうございます。

では、最後に山内委員さん、お願いいたします。

○山内圭介委員　本日、まず初めてこの場に参加させていただきまして、いろいろと勉強にもなりました。ありがとうございます。このような会がこういうふうに行われているということ自体、僕自身もここへ来るまでは存じ上げていなかったもので、本当に大変参考になりました。

私からは、特に意見とかというのはないのですけれども、我々青年会議所というのは、今岩手ブロックでは12市町村に各種青年会議所がございます。その青年会議所としては、地域の明るい豊かな社会というところの実現に向けて、地域の社会課題とか、地域の発展のために、様々なことをそれぞれの青年会議所メンバーが考えて運動を展開しているというところで、特に今年は、今までですと社会課題を解決していこうという合い言葉があったのですけれども、課題解決をしているだけだと、ただのモグラたたきにしかなくなくて、1つ課題を解決したら次の課題が出てきてとかということにしかならないということで、今年掲げているのは社会開発運動をしましょうということで、5年後、10年後とか、そういうふうな未来に対して、我々の理想をしっかりと掲げていって、そこの理想に向かっての新たなものをつくっていこう、考えていこう、我々若き青年経済人がというようなことで、こうした社会開発運動というのをいろいろと各青年会議所が取り組んでいるような形となっていました。

そんな中で、我々としては、先ほど定住人口だというお話もありましたけれども、やっぱり若者がこのまちに住み、暮らしていきたいと思える地域をどうやってつくっていくべきか。今人口減少、人口流出というところで、どんどん、どんどん都会のほうに人が流れていくというのは致し方ないところもあるのかもしれないですけれども、やはり地域の魅力の再発掘だったりしてもらうことによって、Uターンだったりとか、先ほどIターンという話もありましたし、我々の取組としては若年層の政治参画の意識向上ということを、今年推進をしていくところでございます。

やはり若者が地域にもっと寄り添っていくとか、もっと興味を持ってもらうとか、これおかしいよねということに疑問を持ってもらうことが、この地域に、またもっとよりよくしていきたいと思える気概であったりとか、それを持って、大学とかで一度外に出たとはいえ、またこの地域に戻ってきたいと思えるような人たちが増えていくことが、先ほどの担い手不足だったりとかというところにも必要になってくるのではないのかなと。この地域をつくっていくのは若手、若年層であるというのは間違いないと思いますし、その若年層もまた

先ほど言った理想をしっかりと掲げていくということが、この地域の発展につながっていくというふうには思っております。

昨年からインバウンドというところにも、青年会議所はすごく注力して活動してきました。先ほどもお話あった盛岡のニューヨーク・タイムズの機会もございましたし、まだまだ岩手には魅力というのは各地域にあると、そういうのを発掘していこうと。それを発掘して、外の方々をどうやって呼び込んでいけるのか、そしてどうやってお金をそこに落としていくことができるのかということまで奥深く考えていくことがこれからやっぱり必要だと。そこにまた雇用が生まれたりとか、新たな事業が生まれたことによつての雇用だったりとかというところで、地域が少しでも発展して豊かになっていくということを考えていく必要があるのかなというふうに思いながら、我々青年会議所メンバーとしては活動しているところでございますので、まだまだ勉強不足なところはあるのですけれども、我々としては岩手県全体が本当1ミリでも豊かになっていくことを願って、ほぼほぼ皆さん、ボランティア活動で青年会議所メンバーは昼夜間わずやっておりますので、そういったところで力になればというふうに思っています。

以上でございます。

○宮本ともみ会長　ありがとうございます。最後に力強いというか、人手不足で中小企業が安定するまでにはかなり大変だという中で、若者が、青年会議所が課題解決でモグラたたきをしている場合ではない、自らが魅力を発掘して、若年層をたきつけて、そして岩手にこんなすてきな魅力あるところがたくさんあるのだと発掘していく、何かそれで呼び寄せるのだみたいなエネルギーをいただいた気がします。本当にそういう次世代を担う人々が、課題解決よりも自分たちで魅力を発見して引き寄せようという、私個人としては大変に力強いエネルギーギッシュなものを感じさせていただきました。ありがとうございます。

ほかの委員さんからも何かございますか。一言、佐藤委員、いかがですか。

○佐藤あすか委員　何かちょっと最後前向きな気持ちで、今岩手県を守り立ててくださる方々がこうやってたくさんいるのだなと思って、さっきすみません、私どんよりした話をしてしまったので、何とかいい方向に行くように、私も仕事で頑張っていければなと思いました。

○宮本ともみ会長　ありがとうございます。前回もそうだったのでですけども、こういった自由な意見交換の中から、県の事務局にとっても非常に参考になる部分がある、活性化するという部分がありますので、大変に貴重な御意見、皆様ありがとうございます。今日は、とても人手不足、それから経済が安定するまでの中小企業支援をしていかないと、それから若者流出、なかなか岩手県は大変だ、その中で、いや、大変なことだけではない、魅力を発信して、つくって、見いだして、若者たちで次をとというとても大きなエネルギーを最後には山内委員から聞かせていただいて、みんな活性化されたかと思います。ありがとうございました。

以上をもちまして議事を閉じさせていただきます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長　宮本会長、本当にありがとうございました。

6 そ の 他

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 続きまして、次第6、その他なのですが、事務局からは特に御用意ございませんが、委員の皆様から御意見とか情報共有しておきたい事項等ありましたら、何かほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 なお、今日の議事録につきましては、先ほどの御意見も踏まえた上で事務局で作成の上、追って皆様に確認をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

7 閉 会

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 審議会の閉会に当たりまして、また橋場のほうから御礼を申し上げたいと存じます。

○橋場商工労働観光部副部長兼商工企画室長 改めまして、長時間にわたりまして様々な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

山内委員のほうから本当に希望の持てるお話を頂戴して、大変うれしく思います。一昨日、県でも来年度の予算を公表して、皆様も報道等で目にされたかと思うのですが、1つの予算というか、7年度の施策展開の重点にジェンダーギャップの解消というのを据えています。人手、人材の確保、その要素もあるわけですが、それから先月1月17日に県内の産学官で組織するいわて未来づくり機構というところで、若者・女性に「選ばれる岩手」宣言というようなことで、役所だけではなくて、みんなでそういうことを取り組んでいきたいと思いますというふうなことを宣言しております。若い人たち、あるいは女性の活力も生かしながら、よりよい岩手にしていければというところだと思います。

今日は、契約審議会、主に労働というところで御議論いただいたわけですが、様々な岩手の課題についても御指摘いただいたかと思しますので、県庁各部で取り組んでまいりたいと思いますので、本当に今日はお忙しい中、御意見を賜りましてどうもありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 以上をもちまして本日の審議会は閉会いたします。本日は、長時間にわたりまして大変ありがとうございました。